

地域の変化に対応できる支援体制作り—課題発生を予防し、共に暮らす地域に向けて—
オンライン公募説明会(2026年5月18日実施)ご質問への回答

資金分配団体:公益財団法人日本国際交流センター

コンソーシアム団体:特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

Q.1 資金分配団体が大切にされていること、実行団体に求めること

A. 本事業は、外国ルーツ住民を受益者とし、彼らが直面している課題の改善や解決、また課題を未然に防ぐ体制づくりに焦点を当てている。そのため、以下の姿勢を大切にしている。

- ① 団体が培った知見を内外に共有し、様々な団体と協力していく協働体制
- ② 国民の資産である休眠預金の活用にあたり、評価の視点を取り入れ、事業の成果を広く社会に分かりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があることへの理解
- ③ 個別支援に留まらず、社会の変化をとらえ、10年後のリスクや社会変革といった構造的視点にたった政策提言、啓発への意識

Q.2 重点地域以外の事業の申請は可能か？

A. 全国を対象としているため、申請は可能。重点地域は、外国ルーツ住民の数・国籍・在留資格の変化といった統計データ及びヒアリング調査の結果を用いて、今後課題が大きく表面化するリスクが高い可能性があるとの仮説のもと、それを避けるために支援体制の整備が必要と一定の優先度を定めた地域。当方が設定する重点地域以外であっても、外国ルーツ住民の増加、多様化に伴う地域固有の変化や課題を的確に捉え、その解決を目指す事業であれば、重点地域と同様の扱いとする。

Q.3 重点地域とそれ以外ではどれぐらい優先性が違うのか？

A. 本事業の審査にあたっては、①地域の変化に対する的確な分析及びそれに基づく課題の予測の精度、②その課題の発生を未然に防ぐ体制作りに向けた取り組みの適切さ、を考慮することになるため、上記と同じく、重点地域だからという理由で採択が優先されるわけではない。ただし、重点地域と重点地域でない所で、①、②を踏まえて同様の事業設計や効果が見込まれるような事業が並ぶ場合には、地域に対する一定の配慮をする可能性はある。

Q.4 生活支援/生活相談ではなく、健康支援や母子保健場面の通訳環境整備に向けた活動は対象になるのか。

A. 対象となる。本事業における「生活支援」は広くとらえている。医療や母子保健の現場で外国ルーツ住民が直面している(あるいは今後直面しうる)課題に対し、その予防的なアプローチも含めて支援体制を構築する取り組みは、本事業の趣旨に合致するものである。

Q.5 開始時期が、来年度からということは可能か。

- A. 可能性を排除しないが、相応の合理的な理由と計画が必要。本事業は、課題解決の効果を明確に生み出し、検証するために「2年半にわたる継続的な活動」を想定した事業期間と予算枠を設定している。もし開始時期を来年度とし、実質2年間(あるいはそれ未満)の活動とする場合は、本事業が想定した期間と同様の効果・成果が見込まれることを、事業計画もしくは補足資料の中で明確に説明する必要がある。

Q.6 都市部に期待する役割は何か。

- A. 都市部には、外国ルーツ住民が多く集住しており、長年一定の規模感を持って支援を行ってきた団体が多く、様々な知見やノウハウの蓄積に加え、ネットワークをもっている。活動を通じて得たその知見などを、どのように散在地域などの地方都市に応用・適用できるのかを検証していただく事を期待している。また、応募団体の拠点が都市部であっても、事業展開が国内地域であれば事業対象とする。

Q.7 「課題の発生予防」の定義には在留資格喪失の危機への予防は含まれるか。

- A. 日本での安定的な暮らしに必要な在留資格を喪失しないため、必要な知識や情報の習得が必要であるという予防的な視点は、本事業の対象として含まれる。ただし、特定の相談ケースにおける在留資格の更新・変更、専門家支援に関わる費用を、この事業で使うといった、個別ケースに関わる場合は本事業の枠組みでは想定していない。

Q.8 北関東、東海などを重点地域として定めるということだが、南関東地域での活動でも理由付けをすれば対象となり得るのか。

- A. 上述したように、本事業では、統計やヒアリングの結果を用いて、重点地域を定めている。ただし、その他の地域においても、外国ルーツ住民の増加や多様化の状況を的確にとらえ、その変化に対応するための取り組みの必要性が説明できれば、対象地域を限定するものではない。

Q.9 日本語学校や専門学校とコンソーシアムを組むことは可能なのか。

- A. 休眠預金制度の趣旨は、行政・国・地方自治体など公的な支援では届かない受益者に対して展開するものである。民間主導で行う事業のゴールとして、自治体の制度化を目指すのはよいが、事業の主体となるのは民間団体となる。この前提を踏まえれば、国公立の大学などとコンソーシアムを組むことは対象外となる可能性が高いが、民間の日本語学校や専門学校などであればコンソーシアムを組む形で申請いただく事は可能。ただし、コンソーシアムを組んだその大学が取り組みをしている事業や枠組みに公的な資金が入っており、今回の事業における取り組みがその事業または枠組みと重複する形であれば対象外となる可能性がある。

Q.10 コンソーシアムというのは、事業費を一緒に使う団体という認識でよいのか。

- A. 休眠預金事業でのコンソーシアムとは、申請事業の運営上の意思決定及び実施を共同して行う共同事業体を想定している。そのため、事業費の分担に限らず、申請事業の運営・実施にあたりそれぞれの役割を明確にし、その内容を遂行することが求められる。一方で、事業実施における意思決定などの権限はなく、事業の一部を専門性のある団体に委託するといった連携・協力の形であれば、業務委託という形で整理するとよいだろう。

以上